

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付に係る
業務要領



ハウスプラス中国住宅保証株式会社

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付に係る業務要領（以下、「業務要領」という。）は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「機関」という。）が行う建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付（以下、「届出適合性評価」という。）に係る業務に適用する。

(用語の定義)

第2条 この業務要領において、「設計住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条に規定する設計住宅性能評価書をいう。

2 この業務要領において、「評価方法基準」とは、平成13年国土交通省告示1347号に基づく基準をいう。

3 この業務要領において、「BELS評価書」とは、BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する制度）による評価書をいう。

4 この業務要領において、「省エネ基準」とは、建築物省エネ法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。なお、第9条第2項第2号により評価を行う場合であって、地方公共団体が同条第2項に基づく条例で省エネ基準に必要な事項を付加している場合においては、当該条例で強化された基準をいう。

(届出適合性評価の業務)

第3条 届出適合性評価の業務の対象となるのは、建築物省エネ法第19条第4項に規定された届出に係る建築物とする。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する届出適合性評価の業務は、次のいずれか掲げる方法により省エネ基準への適合性の評価（以下、「適合性評価」という。）を行う。

(1) 設計住宅性能評価書、又はBELS評価書（以下、「評価書等」という。）を以って適合性評価する方法。

(2) 前号以外の方法により適合性評価する方法。

(届出適合性評価の業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 機関が届出適合性評価の業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域は、各号による。

- (1) 適合性評価の対象が品確法第2条第1項に定める住宅の場合は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社住宅性能評価業務規程によるものとする。
- (2) 適合性評価の対象が前号に定める建築物以外の場合は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程によるものとする。
- (3) 適合性評価の対象が複合建築物の場合は、第1号に定める住宅部分をハウスプラス中国住宅保証株式会社住宅性能評価業務規程、第2号に定める部分をハウスプラス中国住宅保証株式会社建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程によるものとする。

第2章 評価の結果の交付業務の実施方法

(届出適合性評価の依頼)

第5条 届出適合性評価の依頼(以下、「交付依頼」という。)を行おうとする者(以下、「依頼者」という。)、又は交付依頼の手続きに関する一切の権限を委託された者(以下、「代理者」という)は、機関に対し、第3条第2項各号に規定する方法により、次の各号に掲げる図書(以下、「依頼図書等」という。)を正副2部提出するものとする。

- (1) 別記様式第二号の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果交付依頼書(以下「交付依頼書」という。)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第12条第1項に掲げる図書
- (3) その他必要な書類

2 第3条第2項第1号の方法により適合性評価を行う場合は、前項の規定に係らず前項第1号に定める交付依頼書を提出する。

(届出適合性評価の交付後に行う計画の変更に係る依頼)

第6条 届出適合性評価の交付後に計画を変更する場合、依頼者は、機関に変更に係る交付依頼を行うことができる。この場合、依頼者は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 別記様式第四号の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果変更交付依頼書(以下「変更交付依頼書」という。) 正副
- (2) 依頼添付図書のうち、当該変更に係るもの 2部
- (3) 直前に交付された適合性評価の結果(別記様式第一号)又は写し 1部

- 2 第3条第2項第1号の方法により適合性評価を行う場合は、前項の規定に係らず前項第1号に定める変更交付依頼書を提出する。

(交付依頼の引受及び契約)

第7条 機関は、依頼者から第5条、又は第6条の交付依頼があった場合は、次の事項について確認し、交付依頼を引き受ける。

- (1) 交付依頼のあった住宅が、機関が定める業務を行う区分に該当すること
- (2) 交付依頼のあった建築物の区分（住宅、非住宅、複合建築物）を確認すること
- (3) 依頼図書等に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- (4) 依頼図書等に記載された内容に、明らかな虚偽がないこと

- 2 機関は、前項の確認により、依頼図書等が、前項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 依頼者が、前項の求めに応じない場合、又はその補正が不十分である場合においては、機関は、引き受けできない理由を明らかにするとともに、依頼者に依頼図書等を返却するものとする。

- 4 機関は、第1項により引き受けを行った場合は、引受承諾書等を交付する。この場合、依頼者と機関は、機関が別に定める「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2に規定する評価の結果の交付に係る業務約款」（以下、「業務約款」という。）に基づき、契約を締結したものとする。

(交付依頼の取り下げ)

第8条 依頼者は、届出適合性評価の前に交付依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果取下げ届（別記様式第五号）を機関に提出する。

- 2 前項の場合において、機関は、届出適合性評価を中止し、依頼図書等を依頼者に返却する。

(適合性評価の実施方法)

第9条 機関は、交付依頼を引き受けたときは、速やかに第12条に定める適合性評価員に、適合性評価を実施させるものとする。

- 2 適合性評価員は、次に定める方法により、適合性評価を行う。

- (1) 第5条第1項により提出された依頼図書等を以って適合性評価を行う。なお、依頼図書等の信頼性の担保については、適合性評価に際し建築士の作成した図面を使用するなど配慮する。
 - (2) 建築物省エネ法第19条第1項の届出に係る建築物について、省エネ基準を満たすことを確認する。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第2条に係る建築物については対象外とする。
 - (3) 省エネ基準への適合について、評価手法は別表1によることとする。
 - (4) 適合性評価を行うにあたって、書類の記載事項に疑義があり、提出された依頼図書等のみでは当該建築物が前号の基準に適合しているかどうかの判断ができない場合は、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 第3条第2項第1号の方法により適合性評価を行う場合は、前項の規定に係らず、次に定める方法により行う。
- (1) 設計住宅性能評価書を活用する場合は、以下の基準を満たすこと。
 - ・ 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4
 - ・ 評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4、又は等級5
 - (2) BELS評価書を活用する場合は、BELS評価書の取得星数が2以上であること（平成28年4月1日時点で現に存する建築物においては、星数が1以上であること）
 - (3) 届出適合性評価の対象となる評価書等が、機関の交付した評価書等であること
 - (4) 依頼者が建築物省エネ法第19条第1項に係る届出の届出者となる建築主と同一であること
 - (5) 建築主の名称及び地名地番が当該評価書と同一であることを確認すること
- 4 適合性評価員は、適合性評価において必要と認める場合は、依頼図書等に関して、依頼者に説明を求めることができる。

（評価の結果の交付）

- 第10条 機関は、適合性評価員による適合性評価の結果、一定の性能を満たす建築物に係る基準に適合していると認めた場合は、依頼者に対し、依頼図書等の副本を1部添えて、別記様式第一号の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果を交付する。
- 2 前項の評価の結果に記載する評価の結果の交付番号は、別表2「評価の結果の交付番号の付番方法」に基づいて付番を行う。

- 3 依頼者から紛失等による評価の結果の再交付の交付依頼があった場合は、第1項の評価の結果に、再交付である旨と再交付日を記載して交付する。
- 4 依頼図書等の内容が、第1項の基準に適合しない場合、又は依頼図書等に明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して別記様式第三号の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果を交付できない旨の通知書を交付するものとする。

第3章 料 金

(届出適合性評価の料金)

第11条 届出適合性評価業務に関し、機関が別に定める届出適合性評価の料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金の請求、収納等の方法については、業務約款に定めるものとする。

第4章 適合性評価員

(適合性評価員)

第12条 当機関は、各号に該当する者を適合性評価員として、適合性評価を行わせるものとする。

- (1) 非住宅の適合性評価を行う場合は、建築物省エネ法第50条に定める適合性判定員で機関に適合性判定員として選任されている者。
- (2) 住宅の適合性評価を行う場合は、品確法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者、かつ、共同住宅共用部分における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者。

(秘密保持義務)

第13条 機関、及び適合性評価員、並びにこれらの者であった者は、本業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第5章 届出適合性評価に関する公正及び適正性の確保

(届出適合性評価に関する公正の確保)

第14条 住宅については、ハウスプラス中国住宅保証株式会社住宅性能評価業務規程第38条各号、住宅以外については、ハウスプラス中国住宅保証株式会社建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程第30条各号を適用する。

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第15条 機関は、次の各号に挙げる事項を記載した届出適合性評価の交付業務管理帳簿(以

下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室、又はロッカー
一等において、個人情報及び守秘情報が漏れることなく、かつ、評価の結果の交
付業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

- (1) 第3条第2項第2号による場合、記載内容は、アからコまでとし、第3条第2
項第1号による場合、記載内容は、アからカ、サ、及びシとする。

- ア 評価の結果及び評価の結果を交付できない旨の通知書の交付番号
- イ 評価の結果及び評価の結果を交付できない旨の通知書の交付年月日
- ウ 依頼者名
- エ 建築物の名称
- オ 地名地番
- カ 業務に関する料金の額
- キ 建築物の階数
- ク 建築物の用途
- ケ 工事種別
- コ 基準省令附則第3条、又は第4条の適用の有無
- サ 評価書交付番号
- シ 活用した評価書の名称（設計住宅性能評価書、BELS 評価書）

(帳簿及び書類の保存期間)

第16条 帳簿、評価用提出図書および評価の結果の写しは、届出適合性評価の交付を行っ
た日の属する年度から10事業年度保管する。

(帳簿及び書類の保存及び保管方法)

第17条 前条の保存は、当該事項を電子計算機に備えられたファイル、又は磁気ディスク
に記録し、当該記録を必要に応じて電子計算機その他の機械を用いて明確に表示
することができるようにして、これを行うことができることとする。

(電子情報処理組織等による方法、及び情報の保護)

第18条 機関が行う評価の結果の交付業務に関し、受理もしくは交付する書類、又は閲覧
を行う書類について、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出
力装置を含む。）と申請者の使用に係る入力装置とを電気通信回路で接続した電
子情報処理組織をいう。）の使用、又は磁気ディスク（これに準じる方法により
一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により、受理もしく
は交付、又は閲覧を行うことができる。

- 2 機関は、電子情報処理組織による依頼の受付、及び図書の交付を行う場合にあつ
ては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第19条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等から本業務に関する報告等を
求められた場合には、適合性評価の内容、判断根拠その他情報について報告等
を行うこととする。

(附則)

この評価業務要領は、令和3年1月4日より施行する

令和 3年 4月 1日 改定

別表1 評価手法について

		評価手法	
非住宅	一次エネルギー消費量基準	標準入力法（基準省令第1条第1項第1号イ）	
		モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロ）	
		小規模モデル建物法(300㎡未満限定) 令和3年4月（基準省令第1条第1項第1号ロ）	
		国土交通大臣が認める方法	
住宅	外皮基準	標準計算（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)）	
		仕様確認（基準省令第1条第1項第2号イ(3)）	
		国土交通大臣が認める方法	
	一次エネルギー消費量基準	標準計算（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)）	
		仕様確認（基準省令第1条第1項第2号ロ(3)）	
		国土交通大臣が認める方法	
	外皮及び一次エネルギー消費量基準	簡易計算（モデル住宅法）簡易計算シート令和3年4月（基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(2)）	
	共同住宅等	外皮基準	標準計算（住戸評価）（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)）
			標準計算（住棟評価）（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)）
			仕様確認（基準省令第1条第1項第2号イ(3)）
国土交通大臣が認める方法			
一次エネルギー消費量基準		標準計算（共用部有）（基準省令第1条第1項第2号ロ(1) 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分第1号）	
		標準計算（共用部無）（基準省令第1条第1項第2号ロ(1) 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分第2号）	
		仕様確認（基準省令第1条第1項第2号ロ(3)）	
		国土交通大臣が認める方法	
外皮及び一次エネルギー消費量基準		簡易計算（フロア入力法）（共用部有） ^(※1) （基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(2)基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分第1号）	
		簡易計算（フロア入力法）（共用部無） ^(※1) （基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(2)基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分第2号）	

※1 フロア入力法の外皮基準は、住棟評価による。

別表2 評価の結果の交付番号の付番方法

交付番号は、13桁の英数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○-○○-○-○○○○○○○

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号：050、又は 登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号：062	
4桁目	J：1～3桁目が登録住宅性能評価機関の場合 S：1～3桁目が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の場合	
5～6桁目	事務所毎に付する番号 01：本店	
7桁目	活用した評価書	1. 設計住宅性能評価書
		2. BELS 評価書
		3. 設計住宅性能評価書及び BELS 評価書
		4. その他
8～13桁目	通し番号（7桁目までの数字の並びの別に応じ、000001 から順に付するものとする。）	

注) 住戸と非住宅の複合建築物の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、5～6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

(別記様式第一号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する
評価の結果

第 号
年 月 日

依頼者（建築主） 様

登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 印

下記1の評価書交付番号に基づき、下記2及び3に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明します。

記

1. 評価書交付番号 第 号 ～ 第 号
設計住宅性能評価書 BELS評価書 その他
2. 建築物の名称
3. 地名地番

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。また、この証明書は以下の内容について、保証するものではありません。

- ・上記評価書交付番号以降の計画の変更等の内容
- ・上記建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の届出の対象であること

(別記様式第二号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する
評価の結果交付依頼書
(第一面)

年 月 日

登録住宅性能評価機関名 or 登録省エネ判定機関名 殿

依頼者（建築主）の氏名又は名称

下記 1 の評価書交付番号に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項の届出対象となる下記 2 及び 3 に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果の交付を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違はありません。

記

1. 評価書交付番号 第 _____ 号 ～ 第 _____ 号
設計住宅性能評価書 BELS 評価書 その他
2. 建築物の名称
3. 地名地番

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

建築主等の概要

【1. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

建築物に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【3. 建築物の用途】

非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

【4. 建築物の住戸の数】

建築物全体 戸

【5. 工事種別】 新築 増築 改築

【6. 法第2条第2項に基づく条例付加の有無】

無 有 ()

【7. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

無 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

【8. 該当する地域の区分】 地域

【備考】

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 依頼者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項に基づき所管行政庁に届け出を行う建築主と同一としてください。
- ② 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ③ 1. 評価書番号が「□その他」の場合は、第二面以降も記載してください。

3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「氏名又は名称のフリガナ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「氏名又は名称」は法人の名称及び代表者の氏名を、「住所」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「氏名又は名称のフリガナ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「氏名又は名称」は団体の名称及び代表者の氏名を、「住所」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて依頼をする場合に記入してください。
- ④ 【6. 法第2条第2項に基づく条例付加の有無】法第2条第2項に基づき建設地の地方公共団体が条例により省エネ基準に必要な事項を付加している場合は、□有を選択し、具体的な内容を記載してください。

(別記様式第三号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する
評価の結果を交付できない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者（建築主） 様

登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 印

下記による依頼書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果を交付できないので、その旨通知します。

記

1. 依頼書提出日： 年 月 日
2. 評価書交付番号 第 号 ～ 第 号
設計住宅性能評価書 BELS評価書 その他
3. 建築物の名称：
4. 地名地番：
5. 理由

(別記様式第四号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する
評価の結果変更交付依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 殿

依頼者（建築主）の氏名又は名称

下記 1 の、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果について、変更後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果交付依頼書を提出します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違はありません。

記

1. 評価の結果交付番号： 第 号
2. 評価の結果交付年月日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
3. 評価の結果交付者
4. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

(注意)

1. 第二面までとして別記様式第二号の第二面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二号の（注意）に準じて記入してください。

届出適合性評価
取下げ届

年 月 日

登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 殿

依頼者
住所

氏名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

届出適合性評価につきまして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付に係る業務要領8条1項に基づき、下記の依頼を取り下げます。

記

- 1. 依頼書提出日 : 年 月 日
- 2. 建築物の名称 :
- 3. 建築物の所在地 :
- 4. 依頼料払戻先 :

金融機関	
金融機関支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義(カナ)	
口座名義	

※上記は、手数料等の払戻しが生じる場合のみ、記入してください
払戻しの有無については、事前に当社から連絡致します。

※当社記入欄	
受付印	備考